

吉田地区地域づくり計画書

第1章 吉田地区的現状と課題

1. 計画策定の目的と期間（市の総合計画との関わり、アンケート結果）

登米市まちづくり基本条例に基づき、地域が抱える課題の解決に努めるため、吉田コミュニティ運営協議会（以下「吉田コミュニティ」という。）として、吉田地区地域づくり計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を組織して議論を重ね、令和6年度を初年度とする5か年計画として、吉田地区地域づくり計画を策定した。

平成25年度に「人の和 花の輪 地域の話 みんなでつながる 吉田の◎」を標語とした地域づくり計画を策定して、大枠で4つの事業に取り組んできたが、新たな地域づくり計画は第二次登米市総合計画との整合性に配慮すべきとの指導を得て、全面的に見直しを図るとともにこれまでの10年間の取組みの検証を行った。

また、地域の現状と課題を把握し、地区民と共有するために吉田地区全世帯を対象に住民アンケートを実施した。策定委員会では、アンケートの質問項目から議論し、喫緊の課題としてデマンド型乗合タクシーの導入と公民館を廃校予定の米山東小学校への移転の是非を質問項目に加え、全26問についてアンケートした。

アンケートは7月末の区長配布で凡そ全世帯となる965世帯に配布し、8月中旬の区長配布時に区長が回収したほか、公民館と善王寺コミュニティセンターに回収箱を設置して402世帯から回収、回収率は41.7%だった。

アンケートの具体例として「地域課題は何か」との問い合わせに対しては、少子高齢化、人口減少、空き家の増加、単身世帯の増加、農地山林の維持が上位を占めた。また、「日常生活の困りごと」については、草刈り作業、買い物、病院の通院、農地維持、後継者難などが上位を占めた。少子高齢化の進展に伴う生活扶助機能の低下や生活交通手段の不足、空き家の増加、森林農地の荒廃が重大な問題となっていることが窺える。

今回、地域づくり計画を策定するにあたり、登米市総合計画基本構想第5章政策の大綱に掲げる5つのキーワード・基本政策を地域づくりの目標（テーマ）に据えることが義務付けられていたので、それに従い目標（テーマ）とした。また、地域課題の解決方法として、コミュニティ組織は行政の補完的な役割を担うこと、行政の足りない部分を補うことが求められていた。一方、総合計画に掲げるすべての事業内容を承知しているわけでもなく、公民館職員3名、集落支援員1名のコミュニティ組織が担えるわけないので、産業振興・農業・福祉等専門分野については他の組織が役割を担っていることから地域づくり計画に位置付けすることはしなかった。

2. 現状（地区の歴史と特性、人口と世帯数、将来人口推移）

北上山系の楠田山の北西に伸びるなだらかな丘陵地と迫川左岸に広がる低平地に集落が点在する地域である。丘陵地には縄文遺跡や古代城柵遺跡、中世の館跡などが存在し、古北上川と迫川が合流する要衝の地であり、現在の山吉田・町吉田地区が奈良時代後期に設置された登米郡行方郷（とよまぐんなめかたごう）であったといわれている。

江戸時代の吉田村とは行方郷の時代から続く山吉田・町吉田地区のこと、桜岡や善王寺は登米伊達家による北上川改修後に入植した人々による新田開発でできた郷で、吉田村の端郷（はごう）であった。安永風土記（1775年）によると当時の人口は吉田村232人、善王寺401人、桜岡1,276人、合計1,909人だった。

明治時代に入り、市町村制が施行されて吉田村に統合され、村役場は人口が多かった桜岡に置かれた。昭和32年に米山村と合併して米山町となったが、善王寺地区では反対する住民が分村運動を起こすなど混乱した一時期があった。

旧村役場のあった吉田公民館周辺が村の中心地で、昭和年代までは吉田農協、国保病院、衣料品店、酒販店、鮮魚店、日用雑貨店などが軒を並べ、一時期スーパーマーケットもあり賑わっていた地域である。

吉田地区の人口は、昭和30年をピークに減り始め、昭和48年以降は全国的な少子化の波と相まって現在まで少子化現象の一途を辿っており、平成年代の末から吉田地区を含む米山町の人口減少が著しく、令和3年度には過疎地域の指定を受けるに至っている。

近年の人口の推移を見てみると、平成12年に4,024人だった人口は令和2年には3,067人と20年間で約1,000人、4分の1も減少した（国勢調査）。また、平成31年4月末で1,072世帯3,295人だったものが、令和5年4月には1,048世帯2,946人と僅か4年間で24世帯349人も減少している（住民基本台帳）。

令和5年4月の年齢別人口は、20歳未満が375人、20歳から40歳未満が389人、40歳から65歳未満が908人、65歳以上1,266人、高齢化率が43%と限界集落一步手前まで近づいてきている。年代別人口構成に偏りが大きく70～74歳が351人、65～69歳が295人と突出して多く、若年層25～29歳71人、30～34歳73人と将来の人口減少を確定させている。

特徴的な点は超高齢化と非婚・晩婚化が顕著なことで、90歳以上が128人（女102人）、80～89歳297人（女183人）と合計425人、人口の14.4%を占めていること。25歳以上64歳までの人口が女性より男性が著しく多いことから結婚しない男性が多く存在していることなどからも将来の人口減少を確定させている。

将来人口を推計すると、7年後の令和12年には2,393人、17年後の令和22年には1,838人と江戸時代安永年間の人口を下回ることになることが確定的で、現在その予測値を上回るペースで減少している。

3. 課題（少子高齢化、地域資源を活用した地域づくり 等）

高校生の進学・就職による流出、結婚難による高齢独身者の増加、高齢者夫婦のみや独居高齢者世帯の増加など人口減少は一層激しくなることが確実視される。少子高齢化は課題ではなく厳然たる現実である。

人口減少は①日用品店の縮小・閉店で雇用の減少や買い物難民を生み、②地域公共交通の縮小・撤退は生活利便性の低下を招き、③空き家、耕作放棄地の増加は地域の魅力を低下させ、④自治会・消防団・伝統行事の担い手の不足、⑤学校の統廃合は地域コミュニティの低下を招き、更なる人口減少そして限界集落への歩みを早めることとなる。

少子高齢化による負のスパイラルの進展に伴う、地域の生活扶助機能の低下、公共交通を含めた生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などによる様々な弊害が課題と言える。

〈生活扶助機能の低下〉

賃金生活者の増加や農業政策の転換による農地の集約化・大規模化・機械化の進展により、伝統的な結いや契約構・六親構の解散・消滅、老人クラブ等の解散、行政区行事の縮小、プライバシーを守り互いに干渉しない生活スタイルの定着、居住地域への関心の薄さ、帰属意識の低下によって地域住民相互の見守り、防犯、防災等の相互扶助機能や伝統行事等の継承が課題となっている。

東日本大震災を経験し、相互扶助・共助の重要性が指摘される昨今、希薄になった地域コミュニティを維持させるための仕掛けが必要であり、吉田コミュニティが企画する大規模イベントに行政区の一員として参加してもらうことにより仲間意識が醸成されるなどイベントの効用は大きいものがある。また、限られた地域の課題に行政区単位で解決策を行えるよう様々な取組みが必要と考える。

〈生活交通手段の不足〉

バス等の地域公共交通においては、民間の路線バスは廃止されて久しく、仙台までの高速バスのみが運行されているに過ぎず、市が運行を委託する市民バスが通学・通院を主目的に運行されている。また、児童・生徒用の学校送迎バスの空き時間を使って同一町内のみで住民バスが運行されているが、利用者は限定的である。

住民アンケートによるとほとんどが自家用自動車を生活交通手段として使っており、運転免許証を返納したり、運転できない80歳以上の約4割が通院や買い物に家族の自家用車による送迎を受けている。現在送迎している60歳代・70歳代の世代がされる側になる5年後、10年後には現在の家族構成からして送迎してくれる家族がいないわけで、生活交通手段として頼みの綱の家族による送迎が期待できることから一層不足することになる。

また、住民アンケートのデマンド型乗合タクシーの導入についての問い合わせに約3割の方が必要と回答していることからも新たな生活交通手段としての期待も大きいことが窺える。一方、どちらともいえないとの回答が約5割を占めていたことから同タクシーの理

解が足りないことも明らかになった。

地域公共交通の在り方を改変するデマンド型乗合タクシーの導入についての判断は各コミュニティ組織に委ねられていることからも住民理解を深めることが肝要なので、そのための取組みを進めていくことが必要と考える。

〈空き家の増加〉

賃金生活者の増加、核家族化の進展により、都会から距離のある当地域には高齢者夫婦のみや独居高齢者世帯が多く、空き家予備軍となっている。空き家は個人の財産であるものの近隣住民に防災上、防犯上、衛生上、景観上等、様々な被害を与えることになるので、空き家対策特別措置法が施行され市町村に特別な権限が与えられており、管理不全空き家や特定空き家に認定し、強制措置が可能となっている。

市が特定空き家や管理不全空き家に認定するまでの間、コミュニティ組織として、空き家の管理や見守りに関して市に対して何らかの協力ができないか検討するとともに空き家問題に関する住民向けのセミナーや相談会の開催、空き家情報の台帳の整備などの実施を検討すべきと考える。

〈森林の荒廃、耕作放棄地の増加、後継者難、動物による農作物被害〉

住民アンケートの職業についての問い合わせに、農業と答えた115人の内、106人約92%が60歳以上であり、後継者の存在しだいで10年後、20年後の農業・農地はどうなるのか危惧される。また、日常生活の不安や困りごとについては、40歳代以上の年代では農地などの維持管理、草刈り・雪かき作業、後継者難、動物による農作物被害が上位を占めている。

農地の中間管理事業や耕作委託により低平地などの耕作適地は集約化が進んでいるが、丘陵地の開田耕作地や大型機械の入らない農地では耕作放棄地が増加しており、派生して野生動物による被害が拡大している状況にある。農業農村の在り方が変わる変革期を迎えており、

〈地域資源を活用した地域づくり〉

平成30年度作成の地域づくり計画において、平筒沼ふれあい事業を施策の柱に据え、平筒沼ふれあい公園の指定管理者を継続してきたが、限られた人的・物的資源を本来の公民館事業やコミュニティ事業に注力するために令和5年6月に次期指定管理者には応募しないことを決議して、令和5年度末で撤退することとした。

施設・設備管理の任ははずれるものの「地域の宝 おらほの宝 平筒沼」に対する思いは変わりなく、コミュニティ組織の別動隊ともいえる「平筒沼水・いきもの保全隊」「いこいの森見守り隊」の活動の継続や外来魚駆除目的の釣り大会、クリーンアップ大作戦、春秋の歩け歩け大会や平筒沼の写真コンクールなどは、新たな平筒沼ふれあい公園の指定管理者と協力して事業展開する方針である。

第2章 地域づくり計画策定に係る活動経過並びに目標

1. 活動の経過

(1) 計画策定委員の選任

策定委員候補者を事務局で立案し、会長・副会長・常務理事と協議し、役員会で別紙のとおり決定した。委員候補となった方々には趣旨を説明して内諾を得た上で選任手続きを行い、第1回目の策定会議時に委嘱状を交付した。

委員にはコミュニティから会長・副会長の3名、区長会から役員3名、文化協会・婦人会の代表、民生委員、女性代表2名、若手農業者、学識者として元県・市職員、元公民館職員各1名の方々計15名にお願いした。(別紙名簿参照)

(2) 策定委員会の開催及びアンケートの実施

・第1回会議 6月30日

趣旨説明、ワークショップ(地域カルテ・アンケート内容検討)

・第2回会議 7月26日

住民アンケート内容、ワークショップ(地域カルテ・地域課題の抽出)

・アンケート配布 7月31日

区長配布によりアンケート用紙を配布

・アンケート回収 8月17日

区長配布時に区長による回収

回収箱設置(吉田公民館、善王寺コミュニティセンター)期限8月31日

・第3回会議 8月24日

登米市総合計画と整合性を持たせるための軌道修正の趣旨説明

(市の政策大綱の5つのキーワードを地域づくりのテーマとすることに変更)

前回計画実施事業を新たなテーマごとに一覧表に整理して説明

・第4回会議 10月20日

アンケート結果報告、ワークショップ(アンケート結果に基づく課題抽出)

喫緊の課題とした2課題の扱いを協議

・第5回会議 11月22日

地域課題のうち空き家対策、公共交通について協議

事業内容の検討(既存事業の見直し、新規事業の検討)

・アンケート結果分析レポート配布 12月20日

情報の共有化を図るために区長配布により全世帯に配布

・第6回会議 1月19日

地域づくり計画案の議論

・第7回会議 2月20日

地域づくり計画書の最終議論・編集

- ・地域づくり計画書の周知 3月18日
概要版全世帯配布
- ・コミュニティ運営協議会理事会報告 3月22日
- ・地域づくり計画書 登米市提出 3月27日

(3) 計画策定委員会での議論

別紙のとおり

2. 地域づくりの目標（テーマ）

登米市総合計画基本構想第5章政策の大綱に掲げる5つのキーワード・基本政策を地域づくりの目標（テーマ）に据えることを指導されていたので、それに従い目標（テーマ）とした。

- I・そだつ 生きる力と想像力を養い自ら学び人が「そだつ」まちづくり
(子育て、スポーツ活動、文化・芸術活動 等)
- II・いきる 安心安全な暮らしが支える笑顔で健康に「いきる」まちづくり
(健康づくり、福祉、生活支援、防災、安心安全、暮らし 等)
- III・つくる 地域資源を活かし魅力ある元気な産業を「つくる」まちづくり
(農業・林業、商業、観光 等)
- IV・くらす 自然と生活環境が調和し人が快適に「くらす」まちづくり
(自然、環境、ごみ 等)
- V・ともに 市民と行政が「ともに」創る協働によるまちづくり
(市民、参加、参画、協力、協働、連携 等)

第3章 吉田地区地域づくり行動計画（地域づくりの施策）

(1) 新規事業

- ①空き家対策事業
空き家対策セミナーの開催、空き家に関する相談会の開催
空き家に関する情報の台帳整備
- ②デマンド型乗合タクシー理解促進事業
登米市デマンド型乗合タクシーの仕組みの周知・理解促進活動
住民アンケートの実施、導入検討作業等
- ③どんど祭共催事業
実行委員会方式での共催として、伝統行事を継承し、火災予防を兼ねて開催

(2) 分野別全体事業

新規事業及び既存事業を合わせ下記の通り実施する。

「III・つくる」に関しては、地域づくり活動を行う地域コミュニティが産業施策まで担うことは困難であり、計画に位置付けなかった。

「V・ともに」の吉田地域づくり活動奨励金は、行政区単位など限られた地域の課題解決に取り組むための費用（2万円以内）を行政区に交付するもの。

第4章 吉田地域づくり行動計画の推進

1. 地域づくり行動計画の推進体制

吉田コミュニティ運営協議会の会長・副会長をリーダーとして、事務局としての公民館職員及び集落支援員を中心に、理事でもある各行政区の区長（総務部会）、各行政区から選出されている楽創部会、安心安全部会、すこやか部会の各部会員及び体育振興員が協力して行うこととする。

2. 推進体制のイメージ図

